

一般財団法人 にいがた住宅センター 確認検査業務約款

(総則)

第1条 建築主又は設置者（以下「甲」という。）及び一般財団法人にいがた住宅センター（以下「乙」という。）は、建築基準法第6条第1項に定める建築基準関係規定を遵守し、この約款及び一般財団法人にいがた住宅センター確認検査業務規程（以下「規定」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

(責務)

第2条 甲と乙は、この契約の履行に関し、それぞれ次の責務を負う。

- (1) 甲は、乙への建築確認申請書及び添付図書について、事実と相違ないことを記載すること。
- (2) 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を、次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行うこと。
- (3) 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じること。
- (4) 甲は、別に定める一般財団法人にいがた住宅センター確認検査手数料規則（以下「手数料規則」という。）に基づき算定された手数料を、第4条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払うこと。
ただし、甲乙が別に締結した契約書等に基づき、支払方法、支払期日等を定めた場合は、この限りではない。
- (5) 甲は、この契約に定めのある場合又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行の範囲内において、引受承諾書又は引受証に定められた業務の対象の建築物等の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供すること。
- (6) 甲は、乙が業務を行う際に対象建築物の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力すること。
- (7) 甲は、乙の業務において対象建築物の確認申請に係る図書に関し、乙の審査において必要と認められる追加説明等又は誤字、脱字等の指摘に対し、速やかに必要な措置をとること。この場合、乙が期限を明示したときは、当該期限内にこれを行う。中間検査申請及び完了検査申請においても、同様に取り扱うものとする。

(業務期日)

第3条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 確認業務 引受承諾書の確認業務の期日とする。
- (2) 中間検査業務 引受証の中間検査業務の期日とする。
- (3) 完了検査業務 建築基準法第7条の2第4項の規程に基づく日とする。

2 乙は、甲が前条第4号から第7号までに定める責務を怠った時、その他乙の責に帰することができない事由により業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示のうえ、業務期日の延長を請求することができる。この

場合において必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については、甲乙協議して定める。

(手数料の支払期日)

第4条 甲の支払期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 確認の申請手数料 確認申請手数料に係る請求書の発行日から7日以内。
- (2) 中間検査の申請手数料 中間検査申請手数料に係る請求書の発行日から7日以内。
- (3) 完了検査の申請手数料 完了検査申請手数料に係る請求書の発行日から7日以内。

(手数料の支払方法)

第5条 甲は、前条の請求書により金融機関等の振り込みにより支払うものとする。ただし、緊急の場合など現金で支払うことが出来る。

(確認審査中の計画変更)

第6条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合、当該確認申請を取り下げなければならない。

- 2 前項の申請の取り下げが為された場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。
- 3 この場合、乙は手数料が概に支払われているときは、これを甲に返還せず、また、当該手数料が支払われていないときは、これの支払を甲に請求する。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知し、契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく第3条に掲げる業務を業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合。
- (2) 乙が、この契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、確認手数料が概に支払われているときは、これの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする
- 4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は手数料が概に支払われているときは、これを甲に返還せず、また、当該手数料が支払われていないときは、これの支払を甲に請求する。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が正当な理由なく、第3条の各号に掲げる手数料を、支払期日までに支払われない場合。

(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告しても、なお是正されないとき。

2 前項の契約解除の場合、乙は手数料が既に支払われているときは、これを甲に返還せず、また当該手数料が支払われていないときは、これの支払いを甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(計画の特定行政庁への通知)

第9条 乙はこの契約を締結した後、対象建築物の計画の概要を建築場所の特定行政庁へ通知する。

2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙は、その賠償の責に任じないものとする。

(秘密保持)

第10条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。

(損害賠償)

第11条 甲及び乙は、この契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。

(別途協議)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に基づき、協議のうえ定めるものとする。

附 則 (省略)